

第 455 回岐阜地方最低賃金審議会議事録

令和 2 年 7 月 6 日（月）岐阜合同庁舎 5 階共用第 1 会議室

<p>市岡 賃金室長</p>	<p>定刻になりました。本日はご多用のところご出席を賜り厚く御礼申し上げます。</p> <p>本日は、山本会長と、労働者側代表の内藤委員、使用者側代表の竹中委員がご欠席となっておりますが、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の定足数を満たしており、本会が有効に成立していることをご報告いたします。</p> <p>また、本会は公開審議としておりまして、本日 5 名の方が傍聴されています。</p> <p>それでは、ここからは浅井会長代理に進行をお願いいたします。</p>
<p>浅井 会長代理</p>	<p>山本会長に代わりまして、会長代理として審議を進めさせていただきます。円滑な審議にご協力をお願いします。</p> <p>それでは、これより第 455 回岐阜地方最低賃金審議会を開催いたします。</p> <p>本日の議事録署名者は、 労働者側委員は 隣垣 委員 に、 使用者側委員は 安藤 委員 をお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>議題 1 「岐阜県最低賃金の改正決定（諮問）について」 です。</p> <p>畑岐阜労働局長から諮問を受けます。</p>

畑労働局長	(諮問文を浅井会長代理に手交し諮問文を読み上げる) よろしく申し上げます。
浅井 会長代理	(諮問文を受け取る) はい、承知しました。
事務局	(各委員に諮問文の写しを配布)
畑労働局長	<p>私の方から、先ほどの諮問の趣旨について、簡単にご説明させていただきたいと思います。</p> <p>まずは、日頃から私どもの労働行政につきまして、ご理解ご協力を賜り、厚く感謝申し上げます。</p> <p>ただいま、岐阜県最低賃金の改正につきまして、当審議会に諮問いたしましたので、その趣旨についてご説明いたします。</p> <p>最低賃金につきましては、平成 25 年度以降の 7 年間で、全国加重平均で 152 円の引上げが行われました。また、昨年度は全国加重平均で 27 円の引上げと、現行方式で過去最高の上げ幅となっており、そうした中で賃上げの流れが継続してきているところでございます。</p> <p>中央におきましては、6 月 3 日に開催されました全世代型社会保障検討会議におきまして、今年度の最低賃金についての意見があり、この意見を踏まえまして、安倍総理のほうから</p> <p>「昨年閣議決定した『より早期に全国加重平均 1,000 円を目指す』との政府方針を堅持する」とした上で、</p> <p>「新型コロナウイルス感染症による雇用・経済への</p>

<p>畑労働局長</p>	<p>影響は厳しい状況にあることから、今は、官民を挙げて雇用を守ることが最優先課題である」との政府としての考え方が示されました。</p> <p>また、加藤厚生労働大臣に対しまして、「中小企業・小規模事業者が置かれている厳しい状況を考慮し、検討を進めるよう」との指示がございました。</p> <p>岐阜労働局管内の現在の雇用情勢につきましては、直近の令和2年5月の有効求人倍率が、前月より0.11ポイント低下して1.40倍となりました。これは実に、1.4倍台というのは5年ぶりの低い数値でございます。有効求人数につきましても、対前年同月比で31.0%の減少と、こちらも8か月連続して減少となる等、求人が大幅に減少している状況でございます。</p> <p>また、令和2年5月の完全失業率は2.9%と、前月より0.3ポイント上昇しております。パート・アルバイトを中心とした非正規雇用の職員・従業員が前年同月差で61万人と、大きな減少となりました。</p> <p>多くの事業主の方々が、全力で雇用維持に取り組んでいただいておりますが、新型コロナウイルス感染症の状況や経済活動への影響が顕著となっており、引き続き、雇用情勢には、より一層注視する必要があると考えております。</p> <p>当審議会におかれましても、こうした状況にご配慮いただき審議をお願い申し上げます。</p> <p>よろしく願いいたします。</p>
<p>浅井 会長代理</p>	<p>ただいま、畑労働局長から岐阜県最低賃金の改正決定について調査審議を求められました。</p> <p>最低賃金法第25条第2項の規定により、専門部会を</p>

<p>浅井 会長代理</p>	<p>設置し、慎重に審議を進めて参りたいと思います。 皆様のご協力をお願いいたします。 それでは、本日の配布資料について、事務局から説明して下さい。</p>
<p>市岡 賃金室長</p>	<p>ご説明します。 お手元の資料をご覧ください。 まず、生計費に関する資料として資料1ページ、消費者物価指数の全国と岐阜市の状況です。</p> <p>次に、賃金に関する資料として、まず、春闘の妥結状況です。 資料3ページは、連合岐阜による6月8日現在の集計です。 資料の5ページから14ページまでは、岐阜県経営者協会による7月1日現在の集計です。 さらに、資料15ページから24ページまでは、岐阜県の毎月勤労統計調査結果です。</p> <p>次に、経済情勢等に関する資料として、資料25ページから32ページまで、これが、当局職業安定部がとりまとめました雇用失業情勢で、令和2年5月の有効求人倍率（季節調整値）は1.40倍となっています。</p> <p>資料の33ページから38ページが、財務省東海財務局岐阜財務事務所がとりまとめております、岐阜県内経済情勢です。</p> <p>資料39ページから41ページが審議日程（案）、43ページが「最低賃金審議会議事録のホームページ掲載について（案）」です。</p> <p>本日配布いたしました資料の概要は、以上のとおりでございます。</p>

<p>浅井 会長代理</p>	<p>それでは、これらの配布資料についてご検討の上、次回の審議会には配布資料と共にご出席いただきますようお願いいたします。</p> <p>つづきまして議題2「その他」です。</p> <p>先に開催されました運営小委員会について、運営小委員会委員長の私、浅井 から報告をいたします。</p>
<p>浅井委員長</p>	<p>では、2月18日に開催しました運営小委員会における協議内容についてご報告いたします。</p> <p>まず、「審議会委員の研修等の実施について」、事務局から説明してください。</p>
<p>加賀専門監</p>	<p>はい、よろしく申し上げます。ご説明申し上げます。</p> <p>昨年度、事業場の実地視察に代えて審議会委員の研修会を実施いたしました。その結果を踏まえて令和2年度はどうしていくのか、その要否、研修の内容等について、運営小委員会でご協議をいただいたところです。</p> <p>運営小委員会では</p> <ul style="list-style-type: none"> ・最低賃金を審議するに当たり、労働者側の新任委員にはその時の経済情勢について知っておきたいという意見があり、審議に関するスキルアップの観点で講師選定をしてほしい。 ・講師によっては、研修会が意見表明の場になることを危惧する。 ・今年度の研修会では人手不足のことがことさら強調されていたと感じるが、最低賃金の審議と直接結びつくかは疑問がある。 <p>等の意見が出されました。</p> <p>これらのご意見を踏まえ、研修の開催の要否等につい</p>

加賀専門監	<p>てご審議をお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
浅井委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>同じく2月18日の審議におけます審議内容としての第2点目ですが、「岐阜労働局ホームページにおける最低賃金審議会議事録の公開について」です。</p> <p>事務局から説明してください。</p>
加賀専門監	<p>岐阜県におきましては、議事録については閲覧等の請求があった場合に公開しているところでございますが、本省からは全国会議等で、更なる透明性を確保する観点から、労働局公式ホームページへの議事録等の掲載についても前向きに検討するよう求められています。</p> <p>事務局として議事録のホームページ掲載に関する素案を作成し、運営小委員会で協議していただき、承認をいただきました。</p> <p>本日の資料43ページに資料No.8として（案）を添付いたしましたのでご確認をお願いします。</p> <p>以上です。</p>
浅井委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>もう1点ですが、「審議会における関係労使の意見陳述について」です。</p> <p>事務局から説明をお願いします。</p>
加賀専門監	<p>3点目についてご説明申し上げます。</p> <p>県最賃の改正諮問後における関係労使からの意見については、最低賃金法第25条及び最低賃金法施行規則</p>

<p>加賀専門監</p>	<p>第 11 条に基づき公示により意見を求め、例年、岐阜県労連から意見書が提出されているところですが、さらに岐阜県労連からは審議会において直接意見陳述を求めるとの要請が毎年出されています。</p> <p>これについては、平成 26 年度に審議会でご協議いただいておりますが、当時の結論としては、「意見の趣旨は書面で十分表明されると考えられる」等の理由により、意見陳述は見送られております。</p> <p>2 月 1 8 日の運営小委員会では、「平成 2 6 年度の本審における協議結果を尊重する。」という協議結果となりましたことをご報告いたします。</p> <p>以上です。</p>
<p>浅井 会長代理</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、この 3 点についてご意見を伺いたいと思っておりますが、順次進めてまいります。</p> <p>まず、「審議会委員の研修会等の実施について」、労働者側にご意見をお伺いします。</p>
<p>隣垣委員</p>	<p>今年は、このコロナ禍にあって、審議の日程も詰まってきたところがございますので、今年につきましては研修会は中止にしたらどうかと思います。</p>
<p>浅井 会長代理</p>	<p>ありがとうございました。</p> <p>では、使用者側はいかがでしょうか。</p>
<p>安藤委員</p>	<p>はい、それでは私の方から代表して。</p> <p>今隣垣委員がおっしゃったとおりで、やはり今年度については、見送りということではいかがかと思っております。</p>

浅井 会長代理	ありがとうございました。 その他、ご意見はありますでしょうか。
各委員	(意見なし)
浅井 会長代理	そうしますと、審議会委員の研修会等については、労側は中止、使側は見送りということで、実施すべきのご意見はなく、未だ新型コロナウイルス感染症が終息していないことも踏まえ、今年度の実施については見送るということによろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
浅井 会長代理	異議もないようですので、今年度は見送るということ でよろしくをお願いします。 次に、「ホームページにおける議事録の公開」です。 事務局で、公開するとした場合の(案)を作成して いただいておりますので、これも参考にしながらご意見を 伺いたいと思います。 労働者側委員いかがでしょうか。
隣垣委員	特にありません。
浅井 会長代理	はい。使用者側はいかがでしょうか。
安藤委員	特にございません。事務局の(案)という形でいかが かと思います。
浅井 会長代理	それでは、資料43ページ、事務局のほうで(案)と してまとめていただいておりますので、(案)のとおり公

浅井 会長代理	開するという事によろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
浅井 会長代理	では、この内容で、事務局で準備を進めていただきますようお願いいたします。 最後に、「審議会における関係労使の意見陳述について」ご意見を伺います。 労働者側委員、いかがでしょうか。
隣垣委員	先ほど事務局のほうから説明がありましたが、平成26年度にその中で決められたこと、我々労働者側といたしましては、それを踏襲させていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。
浅井 会長代理	ありがとうございました。 使用者側委員はいかがでしょうか。
安藤委員	はい、使用者側といたしましても、やはり同じ考えでございます。
浅井 会長代理	ありがとうございました。 では、平成26年度を踏襲するという事、従来どおり審議会における関係労使の意見陳述は行わないということによろしいでしょうか。
各委員	(異議なし)
浅井 会長代理	異議がありませんので、意見陳述は行わないことといたします。

<p>浅井 会長代理</p>	<p>引き続きまして、6月18日に行われました運営小委員会での報告をいたします。 事務局から説明してください。</p>
<p>加賀専門監</p>	<p>資料39ページ及び41ページをご覧ください。 9月11日までの日程につきましてはすでに決まっておりますので、ご協議いただきました10月以降の日程について、ご説明させていただきます。</p> <p>日程表に水色で表示しました日付順にご提案を申し上げたいと思います。</p> <p>特定最低賃金について</p> <p>第2回航空機を 10月1日(木) 午後2時00分から</p> <p>第2回自動車を 10月6日(火) 午後2時00分から</p> <p>第2回電気を 10月7日(水) 午後2時00分から</p> <p>第3回航空機を 10月8日(木) 午後1時30分から</p> <p>第3回自動車を 10月15日(木) 午後1時30分から</p> <p>第3回電気を 10月16日(金) 午後1時30分から</p> <p>特定最低賃金の答申に係る本審を 10月19日(月) 午前10時00分から</p> <p>異議申出対応に係る本審を 11月9日(月) 午前10時00分から</p>

加賀専門監	<p>資料4 1 ページにまいります。</p> <p>来年度の審議方針等に係る運営小委員会を 令和3年2月19日（金）午前10時00分から</p> <p>来年度特定最低賃金改正の意向表明に係る本審を 令和3年3月22日（金）午後4時30分から</p> <p>以上が下半期の審議日程の（案）でございます。 ご説明は以上です。</p>
浅井 会長代理	<p>ただ今、6月18日の運営小委員会の報告として、事務局から審議日程の説明がありましたので、こちらのほうもご意見を承りたいと思います。 労働者側委員いかがでしょうか。</p>
隣垣委員	<p>大丈夫だと思います。</p>
浅井 会長代理	<p>使用者側委員はいかがでしょう。</p>
安藤委員	<p>現時点においてはこれで大丈夫かと思えます。</p>
浅井 会長代理	<p>それでは、この日程で審議を進めて参ります。 その他、事務局から何かありますでしょうか。</p>
加賀専門監	<p>2点ございますが、まず1点目のご説明を申し上げたいと思います。</p> <p>本年2月21日付けで、日本弁護士連合会が厚生労働大臣、中央最低賃金審議会会長、衆議院厚生労働委員会委員長、衆議院厚生労働委員会委員長あてに「全国一律</p>

<p>加賀専門監</p>	<p>最低賃金制度の実施を求める意見書」を提出しましたが、同連合会からは全国の地方最低賃金審議会あてにも、参考として意見書の写しが送付されました。</p> <p>あくまで参考として送付されたものですが、この取扱いについてご協議いただきたいと考えますがいかがでしょうか。</p> <p>2点目については後ほどご説明いたします。</p>
<p>浅井 会長代理</p>	<p>ただいま事務局から説明がありましたのは、日本弁護士連合会から送付された「全国一律最低賃金制度の実施を求める意見書」の取扱いについてですが、この点についてご意見を伺います。</p> <p>労働者側はいかがですか。</p> <p>審議会の資料にまでするかどうか、ということになるのですが。</p>
<p>隣垣委員</p>	<p>はい、せっかく出させていただいているので。</p>
<p>浅井 会長代理</p>	<p>使用者側はいかがでしょう。</p>
<p>安藤委員</p>	<p>最初に確認させていただきたいんですが、最低賃金を全国一律にするという趣旨の書面ということですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>はい、そうです。</p>
<p>安藤委員</p>	<p>そうしますと、内容的に、ここで審議する話ではないような感じもするのですがいかがでしょうか。</p> <p>最低賃金の制度自体を変えるというふうにもとれるんですが、であるならば我々として、そのことに対しての有無を参考にするような内容でもないと思うし、意見</p>

安藤委員	を申し立てる立場でもないのではないかと思いますのですが、私の解釈が違っていたらご指摘いただければと思います。
柘植 基準部長	日本弁護士連合会さんは、あくまで本省、中央のほうに出したということで、それを地方にも参考ということで送られてきた、そういう位置づけになります。
浅井 会長代理	そうしますと、安藤委員が言われるように、そもそも審議会の議題というか、資料となるに足りうる内容かどうか、というところになりますけれども、その点いかがでしょうか。
柘植 基準部長	<p>内容はあくまでも、制度として、全国一律の姿勢・制度であるべきだという、制度のことになりますので、内容としては安藤委員のおっしゃったとおりです。</p> <p>この地方最低賃金審議会ではですね、そういう議論にはならないと思います。</p>
浅井 会長代理	<p>労働者側委員としては、資料にということでもありますけれども、書面としてこういうものが中央に出ているということは確認いただいたうえで、この審議会に求められているその判断としての資料というようなものではどうもなさそうですので、そうしますと、審議会の資料とまではしないということよろしいでしょうか。</p> <p>隣垣委員いかがでしょうか。</p>
隣垣委員	毎年出てますよね、その資料って。月末の審議会に。
安藤委員	毎年は出ていますが、多分中身が違うのではないかと。
隣垣委員	それはわかります。

安藤委員	毎年出ていますが、それは確か参考にはしていないのじゃないかと。
隣垣委員	参考にはなりませんけど、我々としてはそうあってもいいな、というのがありますので、資料としてあってもかまいません。なくてもかまいません。
安藤委員	参考資料として含んでおけばかまわないと思うんですが、私が言いたかったのは、我々がそれを見て何かをここで審議するような内容ではないですよ、ということで、確認がしたかったということです。
浅井 会長代理	では、審議会の資料的なものにはさせていただいて、ただその資料について労使の取りうるお考えが違うということがこの場でご意見として確認されたということで、議事録に残していただければと思います。 資料として扱う、ということよろしいでしょうか。
安藤委員	今日の資料としてですか。
柘植 基準部長	次回でよろしいですよ。
浅井 会長代理	はい、審議会の資料として審議会で取り扱っていただくということでお願いします。 それでは、二つ目の説明をお願いします。
加賀専門監	二つ目は、公示に関する連絡事項でございます。 本日の岐阜県最低賃金に係る改正決定の諮問を受けまして、専門部会を設置することをご確認いただきました。そこで、最低賃金法第25条第3項、最低賃金審議会

<p>加賀専門監</p>	<p>令第6条第4項の規定に基づく、最低賃金専門部会委員の推薦に関する公示を本日举行することとし、推薦期日としては7月22日（水）とします。</p> <p>併せて、最低賃金法第25条第5項、最低賃金法施行規則第11条の規定に基づく、関係労使からの意見聴取に関する公示も本日举行することとし、意見書の提出期日を同じく7月22日（水）といたします。</p> <p>以上です。</p>
<p>浅井 会長代理</p>	<p>それでは本日の審議会は、これをもちまして閉会といたします。</p> <p>次回の審議会は、7月30日（木）午後2時30分から開催といたします。</p> <p>本日はありがとうございました。</p>